

「円澄和上受法啓状」の研究（二）——この書状の信憑性をめぐって——

山田 壽 三

はじめに

真言・天台両宗の平安仏教に対しては、かつて、加持祈祷を主とする迷信的要素を濃厚にもつ貴族仏教といった烙印がおおされていたが、近時、それらがわが国における仏教文化形成の基盤であり礎であるといった再評価がなされてきてきていることは、まことに喜ばしいことである。

空海と最澄の入唐求法に始まる日本密教の源流とその展開を探究したいと考えている者にとつて、最澄亡きあとの天長八年（八三二）、弟子の円澄らが真言宗の開祖・空海に対して、密教の受法を願い出たときの書状「天台最澄和尚の弟子等の（空海）阿闍梨に奉る書」（以下、「円澄和上受法啓状」と略称す）は、その源流を探究するための重要な史料の一つであると考える。この「円澄和上受法啓状」については、すでに本文の校訂作業を終えた¹。

その校訂作業の結果にもとづいて、本文の確定、および読み下し文と現代語訳を作成する作業をすすめている。この本文を確定する作業をおこなう過程で、この「円澄和上受法啓状」を根本史料として使ってよいか否かにかかわる基本的ないくつかの問題点が出てきた。そこで、本稿では、それらの問題点について私見をのべることにしたい。

第一節 「円澄和上受法啓状」の信憑性をめぐって

わが国における初期の密教史、とくに平安初期の真言・天台両宗の交流史を論じるとき、「円澄和上受法啓状」はしばしば依用されてきた。しかし、ここでは「円澄和上受法啓状」そのものの信憑性について、本格的に論じられた形跡はない。さきに、「円澄和上受法啓状」の本文を確定する作業をすすめるなかで、基礎的なくつかの問題点が見つかったことを記した。わが国における初期の密教史を論じるときの根本史料として依用できるか否かの問題、つまりこの「啓状」の信憑性について、検討を加えることにしたい。

なぜ、「円澄和上受法啓状」の信憑性が問題となるのか、といえは、平安末期の天仁二年（一一〇九）、天台宗の葉傳が『天台宗遮那経業破邪辨正記』（以下『破邪辨正記』と略称す）二巻を著わして、この「啓状」の偽書説を展開しているからである²。

そこで、最初に「円澄和上受法啓状」の内容を要約するとともに、葉雋がいかなる根拠にもとづいて偽書説を提示しているかをみておきたい。

1、「円澄和上受法啓状」の本文要約

葉雋の疑義をより鮮明にするため、はじめに「円澄和上受法啓状」の内容を要約しておきたい。本文を私流で七段落に分けて紹介する。

【第一段落】

①冒頭に「延暦寺受法の弟子円澄、大阿闍梨に帰命す」と、かつて灌頂を受法した空海に対して敬意を表す。

②人と法との関連を説き、人法が時と所をえたとき衆生済度に効力を發揮するといひ、雪山童子・慧可禪師の例に挙げて求道のまことを説く。

【第二段落】

①師最澄は、弘仁三年の冬、胎蔵・金剛両部の灌頂を受法したいと考え上表し、「最澄、大唐に渡るといへども、真言を学ばず。今、高雄寺空海阿闍梨において真言の秘法を受けん」と記された。

②また空海に書を呈し、「最澄、大唐に渡るといへども、未だ真言の法を学ばず。今、望むらくは、大毘盧遮那胎蔵および金剛頂の法を受学せんと記された。

③この誠請の結果、最澄は弘仁三年十二月十五日、百余の弟子とともに持明灌頂を受法し、十八道の真言も学ぶことができた。

④しかし、梵字真言の受学には困難がともなった。

【第三段落】

①（灌頂が終ったあと）最澄は、空海に次のようにお尋ねした。「大法儀軌を受けんこと幾月にか得せしめんや」と。

②空海は答えた。「三年にして、功を畢えん」と。

③最澄はため息をつき、「本、一夏を期す。若し数年を経べくんば、暫く本居に帰り、且つ本宗の事を遂げて、後日來り学ばんには若かず」と歎かれた。

④最澄は弘仁四年正月、真言法門を受学させるため、弟子の円澄・泰範・賢栄らを空海に預けられた。

⑤しかしながら、このごろ煩わしきことが多く、いまだに本来の目的を達成できていない。そのことを考えると、寝食もままならない。

【第四段落】

①去る延暦の末年、天台宗に年分度者二人を賜わった。そのときの官符に「一人は摩訶止観を学び、一人は大毘盧遮那経を学べし」とある。

- ②その一つ・止観業については、比叡山で盛んに勉学しており、師資の道が確立されている。
③しかし、遮那業については、いまだ良き師に恵まれず、経文の意味を教え示す人がいない。
④だから、密教の修行はできない有様である。

【第五段落】

- ①いま望むことは、先師・最澄の本願を成就するため、胎蔵の大法を受学して叡山に伝え、国家を守護したい。
②空海大阿闍梨には、慈悲の心をもって許可いただきたい。
③もし、両部の大法を受法できたとしても、(一)真言宗と争うようなこと、(二)十分に学習ができていない身分で法を傳授すること、などは決して行なわない。

【第六段落】

- ①三世の如来・十方の大士・諸天・護法善神などに誓って、以上のことをお願いする。

【第七段落】

- ①天長八年九月二十五日の日付けとこの啓状に署名した円澄等の僧名を記す。
②最後に、四名の俗別当を記す。

以上を整理すると、ほぼ次の三つにまとめることができよう。すなわち、

第一……弘仁三年(八一二)十二月十五日、最澄は百余の弟子とともに空海から持明灌頂を受法し、あわせて十八道の真言を学ばれたこと。

第二……灌頂のあと、大法の儀軌を受法するには三年を要すると聞いた最澄は、翌四年正月、弟子の円澄・泰範・賢栄らを空海のもとに派遣して真言法門を学ばせたこと。

第三……延暦の末に、天台宗に遮那業・止観業二人の年分度者が勅許されたが、遮那業の弟子養成が停滞しているので、胎蔵の大法の受学を願っていたこと。

の三つである。

2、「円澄和上受法啓状」に対する葉雋の疑義

天台宗の学僧・葉雋は、天仁二年（一一〇九）、仁和寺の恵什が宗祖・最澄の密教相承について疑念を示し非難したことに對して、反駁の書『破邪辨正記』上・下二卷を撰述した。その卷下の第六門十七項に「謬りて円澄和上の啓状を引いて証となす（を破するの）門」と題して三十ヶ条の疑点を提示し、「円澄和上受法啓状」は偽書であると断じた。ここに、葉雋のいう三十の疑義をあげ、いかなる根拠にもとづいて偽書とみなすのかをみておきたい。ここには、私の理解にもとづき要約文を記すことにする⁴。

- 1 弘仁三年に灌頂を受けるべく上表したと言うが、その上表文が『類聚三代格』『類聚国史』などにみえない。
- 2 『頭戒論縁起』『延曆寺灌頂阿闍梨宣旨官牒集』などにも上表文はみえない。
- 3 空海に呈した書との判然たる区別が無く、空海に對するものなら、表文とはいわない。
- 4 越州で真言密教を受學し、帰朝後灌頂も行っている最澄が、入唐中に「真言を學ばず」というのはおかしい。
- 5 最澄が帰朝後行つた灌頂には、公驗まででているのだから、真言は學んでいた。
- 6 入唐して真言を學ばなかつたと云うなら、最澄はうそをついているのか。
- 7 空海に両部を受ける事を望むといつたようなことは、ほかにまったくみえない。
- 8 弘仁三年十二月十四日の灌頂は、円澄らのためのものであつて、最澄のための灌頂ではない。
- 9 円澄の受法灌頂日記には、三百人ばかりと共に受法したと言う。百余の弟子と言うのは相違している。
- 10 円澄の受法日記には弘仁四年に大法を受けると言うが、ここに「闍梨に属す」というのは事情がちがう。
- 11 円澄の受法日記・血脈に大法を受けたといい、ここでは受けずして十八年もいたずらに経過したとするのはおかしい。
- 12 最澄はすでに伝法阿闍梨であるから、いまさら持明灌頂を受けるはずがない。
- 13 最澄は已灌頂なのだから、伝法灌頂こそ求めるべきはずである。
- 14 十八道を學んだと言うが、最澄がこの段階で十八道をいまさら學ぶはずはない。
- 15 胎金両部を受けると言うものが、どうして十八道を授けられたのか。
- 16 空海が最澄に梵字について質問したことがあるくらいだから、梵字を解し難いというのはおかしい。
- 17 円澄が法を求める文で、最澄の事をいうのはおかしい。すべて円澄の事としてあてはめれば辻褃が合う。

- 18 円澄は弘仁八年（八一七）に広智らとともに、最澄から両部灌頂を受けている。だから最澄が真言を伝えていないといつたり、弘仁八年に蘇悉地灌頂を受けたのだとすることはあやまりである。
- 19 徳円も最澄に受法し、広智もそうだとすれば最澄が真言を学んでいないとか、持明灌頂を受けたとか、十八道を学んだと云うことは、おかしいのであり、これにみなが署名するはずがない。
- 20 最澄は九ヶ月ばかりで止観真言を学んで来た。その人が三年も受法に要するはずがない。
- 21 空海も両部を半年で学んだのに、三年も受法に必要というのはいかおかし。
- 22 十二月十四日受法後に、一夏を期すという表現はおかしい。
- 23 「煩碎」というが、最澄入滅の弘仁十三年までに十年もある。
- 24 空海に就学出来なかったことを残念がるが、その後弘仁八年に最澄から円澄・広智が受法していることはどうなのか。
- 25 延暦末年に遮那業が設けられても、良匠が得られないと云うことは、最澄が大悲胎藏の旨を知らずして奏上したのか。その後、遮那業年分度者は続いて得度しているではないか。
- 26 義真座主も入唐伝法公験を持っているし、円澄も最澄から伝法灌頂を受けており、円仁も毎年灌頂を行っている。伝法の人がないと言うのはおかしい。
- 27 空海は最澄に伝法を誓っていたのだから、その後多年これを放置しておくのはおかしい。
- 28 三〇余の弟子といながら十大徳の名しか列ねていないのはどうしたわけか。
- 29 俗別当などの署名が加わった理由と、彼等の素姓が不明である。
- 30 これが本物ならば、どうして山門（比叡山延暦寺）で本状の存在が語られ、記されないのであろうか。

一見すると、正しい主張のようにも見受けられるけれども、批判せんがための疑義といった感じを強くうける。一つ一つの疑義が妥当なものであるか否かについては、別に論じることにした。

第二節、先行研究の整理

ここで、『円澄和上受法啓状』を取り扱った論考をみておきたい。特に、この「啓状」の真偽について言及しているか否かをみておきたい。

管見で見る限り、「円澄和上受法啓状」を取り扱った論考に、つぎの九つがある。発表された古い順に記してみよう。

- 1、守山聖真「円澄」(同著『文化史上より見たる弘法大師伝』一〇七八〜八三頁 一九三一年 豊山派宗務所)
- 2、木内堯央「最澄滅後の門弟と空海」(同著『天台密教の形成』一七九〜一八六頁 一九八四年四月 溪水社)
- 3、仲尾俊博『日本密教の交流と展開』二六九〜二七八・三〇九〜三二二・三四二〜三四七頁 一九九三年三月 永田文昌堂
- 4、高木神元「円澄和上受法啓状」をめぐる若干の問題―最澄・円澄の真言受法―(『密教文化』第一九一号 一〜二八頁 一九九五年六月)
- 5、高木神元『空海 生涯とその周辺』二五三〜二五五頁 一九九七年四月 吉川弘文館
- 6、高木神元『空海と最澄の手紙』二〇二〜二〇五頁 一九九九年五月 法蔵館
- 7、高木神元「三年にして功を畢えなん」考―伝教大師の真言付法―(『村中祐生先生古稀記念論文集 大乘仏教思想の研究』四七五〜四九三頁 二〇〇五年六月 山喜房書林)
- 8、佐伯有清『最澄と空海』八九〜九二頁 一九九八年一月 吉川弘文館
- 9、武内孝善「空海と最澄の交友―訣別にいたる過程を中心に―」(同著『弘法大師空海の研究』三二八〜三七二頁 二〇〇六年二月 吉川弘文館)

このなかで、「円澄和上受法啓状」の真偽について比較的詳しく言及するのは、木内堯央氏だけである。木内氏は、さきに紹介した葉雋の三十からなる疑義を列挙したあとに、つぎのように記しておられる。

以上が葉雋の疑問である。二八、二九条の疑問は、葉雋の知った「円澄求法書」の不備や付加から生じていることであるが、おおよその疑点は、上來最澄所伝の密教を考えてきたことからすると解決するといえる。葉雋においては、最澄が唐から伝えた密教の内容を、この『破邪辨正記』巻上などでさぐっているが、その認識に立つての疑問なのであるから、この「円澄求法書」を偽書と断ずる理由にはなりにくい。

葉雋の疑問に一々反証をあげるとまはないが、以上まとめたような理由から、なお「円澄求法書」を真とみたいのである。以上より、「円澄和上受法啓状」の真偽について本格的に論じたものは、いまだ皆無といつてよいといえよう。

第三節、「円澄和上受法啓状」本文に対する一・二の問題点

葉雋の疑義にも関連することであるが、「円澄和上受法啓状」の本文には内容を論じる前に解決しておかなければならない、いくつかの基本

的な問題がある。それらを記すと、

1、「円澄和上受法啓状」が出された日付の問題。天長八年九月二十五日か、それとも十月二十四日か。
2、四人の俗別当の人物比定。はたして四人は実在の人物か否か。

である。これらは、いつてみれば「円澄和上受法啓状」の形式的な面であるが、真偽を論じるとき無視できない点でもあると考える。そこで、この二つの問題点から見ていくことにしよう。

1、「円澄和上受法啓状」はいつ出されたか

第一は、「円澄和上受法啓状」が出されたのはいつであったか、の問題である。つまり、「円澄和上受法啓状」の日付が写本によって異なることである。具体的に記すと、

(一) 天長八年(八三二) 九月二十五日とする史料

①宝島寺蔵『伝教大師書翰』(宝曆九年〔二七五九〕写)

②三宝山蔵『伝教大師消息』(江戸後期写)、

③親王院蔵『伝教大師消息』(江戸後期写)、

④葉雋撰『破邪辨正記』、

(二) 天長八年(八三二) 十月二十四日とする史料

①仁和寺蔵『伝教大師求法書』(鎌倉初期写)

となり、天長八年(八三二) 九月二十五日と同年十月二十四日の二説に分かれるのである。活字本も、つぎのように二説にわかれる。

(一) 天長八年(八三二) 九月二十五日とする史料

⑤三善為康編『朝野群載』、

⑥『統群書類従』第二十八輯上所収『伝教大師消息』、

⑦義宝述『摧勝述記』、

⑧得仁撰『弘法大師年譜』、

⑨長谷宝秀編『蘭契遺音集』、

(二) 天長八年(八三一) 十月二十四日とする史料

②三浦章夫編『増補弘法大師伝記集覧』

では、いずれが正しいのであろうか。数の上からは、九月二十五日と記すものが圧倒的に多い。歴史的な事績は、多いに正しいとはならない。そこで、写本だけにしほって考えてみたい。

第一は、九月二十五日説をとる写本である。写本のなか、書写年代がもっとも古いのは、東寺観智院金剛蔵の『破邪辨正記』であり、校合したときの識語がつぎのようにみえる。

(巻上奥書) 一交了

(別筆) 「弘安三年五月廿七日以兵部阿闍

梨本重校合了 (花押) 一交了

(巻下奥書)

(別筆) 「弘安三年六月九日以兵部阿闍梨本重校合了

桑門隠士(花押) 一

この奥書によると、弘安三年(一二八〇) 五月から六月にかけて兵部阿闍梨本をもって再度の校合をおこなっており、本文の書写は鎌倉初期とみなされている。ちなみに、『破邪辨正記』の巻頭に置かれた「縁起」には、天仁二年(一一〇九)に撰述したと記されている。

また、『伝教大師消息』には、つぎの本奥書が見られる。

永徳元年五月二十八日醍醐寺地藏院書写之、此小野僧正類集云

東寺沙門 道快¹⁰

これより、二つのことを知りうる。一つは、永徳元年(一一三八一) 五月二十八日、東寺の道快が醍醐寺地藏院において書写したこと。もう一つは、この『伝教大師消息』は小野僧正仁海が類集したものであるとみなされていたこと、である。仁海は、永承元年(一一四六) 五月十六日、九十三歳で示寂している。

第二の十月二十四日説をとるのは仁和寺蔵『伝教大師求法書』だけであったが、奥書等をふくめた書写年代をみると、この『伝教大師求法書』が一等古い。すなわち、書写年代は鎌倉初期と考えられるけれども、その奥書には、

承暦三年四月下旬以小野僧正御手跡本書了 彼台山正筆有仁和寺御経蔵云云¹¹

とある。この奥書を信頼するならば、承暦三年（一〇七九）四月下旬に小野僧正仁海の御手跡本をもって書写したことが知られる。この奥書から、『伝教大師求法書』そのものが仁海の手で撰述されたとみなす説も出されているが¹²、その真偽は、後日に譲ることにしたい。

以上を整理すると、「円澄和上受法啓状」の日付には、（1）天長八年（八三一）九月二十五日説と（2）同年十月

二十四日説の二説がみられた。写本・活字本のなか、第一の説をとるものが圧倒的に多かつたけれども、書写年代からみると、第二説の仁和寺蔵『伝教大師求法書』が一番古く承暦三年（一〇七九）四月であった。とはいえ、九月二十五日と記す「円澄和上受法啓状」を引用する葉雋の『破邪辨正記』は天仁二年（一一〇九）の撰述であり、三善為康編の『朝野群載』は十二世紀前半に撰述されており、両者の時代的な隔たりは三十年ほどである。よって、それほど大きな違いはないといえよう。「円澄和上受法啓状」を収録する史料の成立年代・書写年代からは、決定的な決め手は見いだせないといわざるを得ない。

一方、第一説・第二説のいずれも天長八年に変わりはない。第一説は九月二十五日、第二説は十月二十四日、その差は一ヶ月である。今のところ、内容を理解する上で、この一ヶ月の違いが大きく左右するとは思われない。

したがって、決め手となる史料が見つかるまでの暫定的措置として、この『圓澄和上受法啓状』は天長八年九月または十月に書かれたものと見做しておきたい。

2、四人の俗別当の人物比定

「円澄和上受法啓状」に別当として名前が記された四名については、同「啓状」の写本・活字本による限りでは、若干の語句の出入りはあるものの、ほぼ次のような肩書きで記されてきた。

別当大納言正三位兼行彈正尹藤原朝臣在判

參議正四位下守左近衛大将藤原朝臣在判

従五位上行大監物和气朝臣在判

従七位上治部少録高階朝臣在判¹³

この四人は、肩書きと姓を記すだけで、いかなる人物であったかは不明である。以下に、それぞれが誰であったかを検討してみよう。

第一に名前のあがる人物「別当大納言正三位兼行彈正尹藤原朝臣在判」については、大納言・正三位・彈正尹については藤原氏ということ

を手がかりとすると、藤原三守であったことは間違いない。すなわち、『公卿補任』天長八年の条には、

大納言 正三位 藤原三守^{四十七} 彈正尹^{四十八}

とあって、さきの条件をすべて満たしている。大納言になったのは、天長五年三月十九日であり¹⁵、右大臣に昇任した承和五年（八三八）正月十日までずっとこの地位にいた¹⁶。正三位には弘仁十四年（八二三）十一月に叙せられ¹⁷、天長十年三月六日に従二位となっている¹⁸。彈正尹への就任は天長七年であった¹⁹。一説には、天長七年六月四日であったという²⁰。これらより、筆頭に記された人物が藤原三守であったことは動かしがたいであろう。

つぎは、二番目に記される「参議正四位下守左近衛大将藤原朝臣在判」なる人物である。天長八年当時、「参議・正四位下・左近衛大将」であった藤原某とは、藤原吉野が該当する。同じく『公卿補任』天長八年の条をみると、

参議 正四位下 藤吉野四十六 春宮大夫。右大将²¹。

とある。問題がのこるのは、別当の欄で「左近衛大将」と記されるのに対して、『公卿補任』では「右大将」右近衛大将」とする点である。いづれが正しいのであろうか。『続日本後紀』承和十三年（八四六）八月十二日の「薨伝」によると、

（天長）七年五月遷²²春宮大夫。八月叙²³正四位下。為²⁴右近衛大将。春宮大夫如²⁵故²⁶。

とあって、天長七年八月に正四位下に叙せられるとともに右近衛大将に任ぜられていたことが知られる。『公卿補任』によると、この右近衛大将への任日は八月四日であったと記す²⁷。同年五月に補任された春宮大夫は、そのままであった。吉野が右近衛大将であったことは、『日本後紀』序に、

参議正四位下守右近衛大将兼行春宮大夫藤原朝臣吉野²⁸

とあることから間違いないであろう。以上から、二番目の人物は藤原吉野とみなしておく。

ついで、第三番目の人物「従五位上行大監物和气朝臣在判」と第四番目の人物「従七位上治部少録高階朝臣在判」である。「円澄和上受法啓状」を収録する写本・活字本のすべてが、従五位上で大監物であった第三番目の人物を「和气朝臣」とし、従七位

位上で治部少録であった第四番目の人物を「高階朝臣」とみなしている。そこで、天長八年当時、従五位上で大監物であった和气氏を、従七位上で治部少録であった高階氏を捜したけれども、該当する人物を見いだすことはできなかった。

ところで、天台宗の俗別当を明記する史料が伝存する。それは、円珍の度縁・受戒に関する文書である。早速、その本文をあげることにした。天長十年（八三三）四月十五日付の円珍公験に、

受菩薩戒僧圓珍、天長十年四月

十五日、於比叡峯延曆寺一乘

戒壇院、受菩薩大戒既訖、即須一

十二年不聽出山、四種三昧令得修

練、仍批件度縁、後永為公驗印信、

別當

從二位大納言兼皇太子傅藤原朝臣「三守」 從六位下行治部少録高向朝臣「高主」

正三位行権中納言藤原朝臣

諸陵頭從五位上 和朝臣「家主」²⁵

とある。第三番目の人物に相当するのが「諸陵頭從五位上 和朝臣「家主」」である。「円澄和上受法啓状」で「和氣朝臣」とみなされてきたのは、実は「和朝臣」の誤りであった。和朝臣家主は、弘仁七年（八一六）正月七日、從六位上から從五位下に叙せられ²⁶、天長五年（八二八）正月七日に從五位上となっている²⁷。天長十年四月の時点でも「從五位上」であるから、同八年の「円澄和上受法啓状」の「從五位上」とは齟齬しない。家主がいつ「諸陵頭」に昇任されたのかは定かでないが、天長八年九月から同十年四月のあいだに「大監物」から「諸陵頭」に遷ったと考えておきたい。以上から、第三番目の人物は、和朝臣家主であったとみなしてよいであろう。

第四番目の人物に相当するのが「從六位下行治部少録高向朝臣「高主」」である。「円澄和上受法啓状」で「高階朝臣」とみなされてきたけれども、これも誤りで「高向朝臣」であった。高向朝臣高主については、ほかに史料が見あたらない。だが、ともにその職を「治部少録」とすることから、「円澄和上受法啓状」で「從七位上治部少録」と記される第四番目の人物は「高向朝臣高主」であったとみなしておきたい。

以上、「円澄和上受法啓状」に別当として記された四名の人物についてみてきた²⁸。六国史・「公卿補任」、および関連する文書などを勘案した結果、それぞれ四名の官位・肩書き等には、「円澄和上受法啓状」を偽書とみなすべき大きな齟齬は見あたらなかった。否むしろ、天長八年当時、四名とも実在した人物であり、官位・肩書きも合致すると考えられるので、「円澄和上受法啓状」が書かれたことは疑いないといえよう²⁹。

第四、天長八年の円澄

「円澄和上受法啓状」ははたして偽書であるか否か、について、天長八年当時の円澄の動静から考えてみたい。

円澄は、何故、天長八年の時点で、比叡山における止観業と遮那業を、あるいは法華一乗と密教とを車の両輪のごとき関係にしたいと思ひ、敢えて他宗の宗祖に対し、先師最澄の弱みを晒してまでも、「真言教を受學せんと懇請する書」所謂「円澄和上受法啓状」を送る行動を起こしたのであるうか。天台宗を開いた天台智顛の思想的立場からすれば、法華一乗のみでよかつたはずなのに、何故、日本天台は密教を取入れようとしたのか、そして円澄はその遮那業の充実を図ろうとしたのか、と云う素朴な疑問が起ってくるのである。

最澄には、早くから法華（止観）と真言（遮那）とは冥合するとの思いが、その意中にあつた。それは智顛の主張する釈迦・大日団体説³¹にも影響を受けていて、後に天台法華宗の遮那と止観の両業として並置されたと言えなくもない。

さらに最澄には、自らが辺境の地とも云うべき越州で順暁から受けた遮那の法が、空海が長安青龍寺の恵果から受けた両部の大法に比して、未成熟なものであると感じていたに違ひないのである。そして最澄は、空海請来の経論儀軌類の請借書写をつづけ、「ただ遮那宗と天台とは融通し、疏宗もまた同じ」の確信のもとに「年々相計つて伝通せしめ」ることを空海に求めるのであつた³¹。

かくて空海は、弘仁三年（八二二）の十一月と十二月に持明灌頂、弘仁四年二月に泰範、円澄、光定等に対して『法華儀軌』による一尊法を伝授した³²。ついで同年三月六日には円澄等に対して金剛界の灌頂が行われたが³³、それ以降、真言の授法は全く行われていなかった。

最澄は、天台法華宗の遮那と止観と疏宗との体系化を行うことなく、弘仁十三年（八二二）六月四日示寂されたのであつた³⁴。最澄亡き後、比叡山を代表する者として、円澄とその上臈であつた義真の二人がいた。

その義真は最澄に同行し、越州において順暁から、三種悉地と三部三昧耶の灌頂を受けたにもかかわらず、なぜか帰国後は遮那業に対して殆んど関心を示していないのである。天長七年（八三〇）、義真は六本宗書の一として『天台法華宗義集』一卷を撰述しているが³⁵、ここでは遮那宗については一言半句も触れていない。この時、空海は『十住心論』十卷・『秘藏宝鑰』三卷を撰述された。この義真の遮那業無視を意識したかどうかは別として翌天長八年、円澄はその得度の弟子徳円等二十余人とともに連署し、比叡山の俗別当四人の判署を添えて、空海に対し、重ねて真言大法の受法を要請する行動にでたのであつた。

円澄と空海の関係であるが、弘仁三年（八二二）十二月十四日、高雄山寺で最澄等と共に、空海から胎藏界灌頂を受けている³⁶。ついで、弘仁四年（八三三）三月六日、同じく高雄山寺で泰範・光定らと共に空海から金剛界灌頂を受けた³⁷。また、最澄からは弘仁八年（八一七）三月、天台宗の円教三身、蓮華因果・常寂光土などを教授されている³⁸。同年五月十五日には、下野国緑野寺において広智と共に最澄から両部灌頂を受ける³⁹など、円澄には諸灌頂を受法した体験があつた。

「円澄和上受法啓状」に「今望為遂先師本願、受二学胎藏大法、流二伝東山擁護国家」⁴⁰とあるように、密教を比叡山に定着させることが先師最澄の本願であつた。さらに「国家を擁護する」という言葉は、まさに密教が政治的にも社会的にもその必要性があつたことを示して

いるのである。

初期の日本天台宗にとって、桓武帝が天台宗に止観業・遮那業の二人の年分度者をおかれたことによる遮那業の充実と「円密一致」思想による教理的統一は、重要な課題であった。しかしながら、最澄の時代には空海からの受法が弘仁四年以降とどこおり、一方では大乘戒壇の設立をめぐる南都仏教との論争などによって、十分な成果をあげることができなかった。よって、この二つの重要な課題の実現は、弟子達に委ねられたのであった。

第五節 天台座主をめぐる義真と円澄の確執

先師最澄は、絶対的法華経観と円密一致としての法華経観を持っていたと云える。

この二つのうち、前者を究明しようとしたのが修禪大師義真であり、後者の円密一致としての法華経観の推進者となったのが円澄であった。平安初期の日本天台宗としては、どうしても遮那業をないがしろには出来なかったのである。

義真が追求した中国天台の観法だけでは、桓武天皇の御願である天台業を充分に發揮することができないと考えた円澄は、義真が『天台法華宗義集』を発表した翌年、「円澄和上受法啓状」を空海に呈上し、再度の密教受法を懇願したのであった。『天台法華宗義集』は、円澄たちをひどく失望させた。一方、「円澄和上受法啓状」は、義真の自尊心をいたく傷つけた。円密一致の思想体系化を巡って義真・円澄が対立し、さらに遮那業同士の円澄・円修の対立となった。

天長八年、円澄はすでに六十歳の高齢であったが、先師の本願を成就させようとして、再度の密教受法を願い出たのであった。空海に受法を願ったことは、円密一致の体系化のためであったのである。つまり、『天台法華宗義集』だけでは日本天台の教義の全容を示していないという強い批判と不満が、叡山教団の内部にあつたことを表明しているのである。

ところが、天長十年七月四日、義真が示寂した¹⁴⁾。その折、不幸にも光定も円澄も叡山にいなかったため、義真の後継者として、円澄は指名されなかった。先師最澄亡きあと、叡山教団は、経済的貧困に加えて教学の不備が露呈し、比叡山生えぬきの光定・円澄等と義真・円修一派が八ヶ月にわたり対立したけれども、最後は和氣真綱の政治的な判断によって解決をみて、承和元年（八三四）三月、円澄が座主職についたのであった¹⁵⁾。

やがて円仁・円珍・安然等の血みどろの努力の集積によって、遮那業は台密として結実して行くのであった。

おわりに―「円澄和上受法啓状」は実在した―

この円澄の再度の受法懇請が、実際に受容されたか否かは定かではない。

これに先だつ弘仁十四年（八二三）十月、空海は真言宗僧の学ぶべき基本理念を『三学録』に表明されたのであった⁴³。しかも、その時の太政官符には、次のように記されている。

道は是れ密教なり。他宗の僧をして雑住せしむることなかれ⁴⁴。

これが事実であれば、他宗の僧であった円澄等の真言受法は、きわめて微妙な状況にあったと言わざるを得ないのである。とはいえ、光定は『伝述一心戒文』巻下において、円澄の真言受法を

耳順の年に登るといえども、先師の跡を継がんにために、真言の大道を修学す。三密の成契、一々指陳して空海大僧都に受く⁴⁵。

と記している。すなわち、円澄は、耳順の年⁴⁶六十歳である天長八年に、空海から三密の成契を受けたのであった。それは、「先師の跡を継がんにため」であったという。これは、「円澄和上受法啓状」に記されたことと相通じることといえよう。

空海は天長八年六月十四日、悪瘡のため大僧都の職を辞したいと上奏している⁴⁶。この奏上は認められなかったけれども、だからといって、空海の身の上が安泰だった訳ではない。よって、一部には円澄の受法懇請は受容されなかったであろうとみなす説もあるが⁴⁷、さきの『伝述一心戒文』の記述によるかぎり、円澄が六十歳であった天長八年、空海による真言密教の伝授が行なわれたことだけは間違いない。とすれば、この背後に叡山側からの懇請があったことも否定できないであろう。

以上より、「円澄和上受法啓状」が出されたことは事実であった、「円澄和上受法啓状」は実在した、と解すべきであると考える。

註

- 1 拙稿「円澄和上受法啓状」の研究―（一）本文校訂―（『密教学会報』第五十号 一五三―一七二頁 二〇二二年三月）。
- 2 葉雋『破邪辨正記』巻下「伝教弘法の師資を謬執するを対破する門第六」の第三の項目「三 別破謬引円澄和上啓状為証門」に、三十の疑義を呈している（『天台宗全書』第七卷 二二九―二三四頁 一九三五年十月）。三十の疑義の一つ一つについては、本稿「円澄和上受法啓状」に対する葉雋の疑義」を参照いただきたい。
- 3 葉雋『破邪辨正記』巻下「三 別破謬引円澄和上啓状為証門」（『天台宗全書』第七卷 二二九―二三四頁）。
- 4 以下の疑義を記すにあたっては、木内堯央師の論考「最澄滅後の門弟と空海」を参照させていただいた（同著『天台密教の形成』一八三

一八五頁 一九八四年四月 溪水社)。記して謝意を表する。

5 木内堯史前掲(註5)論考 一八五頁。なお高木神元師は、「円澄和上受法啓状」そのものに対する疑義ではないが、最澄が空海から受法した胎藏灌頂の日付「十二月十五日」について、「灌頂曆名」との違いを指摘され、この点が若干疑わしいと述べておられる(高木「円澄和上受法啓状」をめぐる若干の問題―最澄・円澄の真言受法―)(『密教文化』第一九一号、一五頁、一九九五年六月)。

6 以下に依用する写本・活字本の所在については、註1の拙稿を参照いただきたい。ただし、葉書撰『破邪辨正記』は、東寺観智院金剛蔵所蔵の『破邪辨正記』の写本をさす(第又別十四箱第十六号聖教)。

7 京都府立教育委員会編『東寺観智院金剛蔵典籍文書目録』(巻上 観智又別三四箱一九号)(巻下 観智又別一四箱一六号)註7に同じ。

9 『破邪辨正記』縁起(『天台宗全書』第七卷 一八九頁)。

10 『伝教大師消息』(『続群書類従』第二十八輯上 四〇三頁)。

11 註1の拙稿参照。

12 高木神元『空海と最澄の手紙』一一〜一四頁 一九九九年五月 法蔵館。

13 これは、東寺観智院金剛蔵所蔵の『破邪辨正記』の写本にもとづいて記した(註6参照)。ちなみに、註1にあげた「円澄和上受法啓状」の本文校訂には、『破邪辨正記』そのものを使用していないことを付記しておく。

14 『公卿補任』天長八年の条(『新編国史大系』(以下、「大系本」と略称す)第五十三卷 九九〜一〇〇頁)。

15 『公卿補任』天長五年の条(『大系本』第五十三卷 九七頁)。

16 『続日本後紀』承和五年正月十日の条(『大系本』第三卷 七三頁)。

17 『公卿補任』弘仁十四年の条(『大系本』第五十三卷 九三頁)。

18 『公卿補任』天長十年の条(『大系本』第五十三卷 一〇一頁)。

19 『続日本後紀』承和七年七月七日の条「三守薨伝」(『大系本』第三卷 一〇八頁)。

20 『公卿補任』天長七年の条(『大系本』第五十三卷 九九頁)。

21 註14に同じ。

22 『続日本後紀』承和十三年八月十二日の条「吉野薨伝」(『大系本』第三卷 一八八頁)。

23 『公卿補任』天長七年の条(『大系本』第五十三卷 九九頁)。

- 24 『日本後紀』序（「大系本」第三卷 一頁）。
- 25 園城寺編『園城寺文書』第一卷 四六～四七頁 一九九八年十月 講談社。
- 26 『類聚国史』第九十九卷 弘仁七年正月七日の条（「大系本」第六卷 九頁）。
- 27 『類聚国史』第九十九卷 天長五年正月七日の条（「大系本」第六卷 一八頁）。
- 28 高木神元師も、四人の別当の人物比定をおこなっておられる。ここでは、筆頭の人物を藤原三守、二番目を藤原吉野とみなされる。第三・第四の人物については、「和氣朝臣」「高階朝臣」のまま、それ以上の言及はない（高木『空海と最澄の手紙』二〇四頁 一九九九年五月 法蔵館）。
- 29 「円澄和上受法啓状」の形式的な面から検討しておくべき問題がもう一つある。それは、連署している円澄以下の僧名についてである。この点については煩瑣になるので、後日を期すことにしたい。
- 30 「釈迦・大日同体説」（大釈同体説）は、天台密教の仏身論において、法華教主の久遠の釈迦仏と密教教主の毘盧遮那仏とが同一であり、共に法身と解する説であり、真言密教が応身釈迦・法身大日の差別的仏身論に立つのと大きく相違する。（水上文義『台密思想形成の研究』一七頁 二〇〇八年八月 春秋社）。
- 31 『伝教大師消息』（『統群書類従』第二十八輯上 三九三頁）。
- 32 光定『伝述一心戒文』卷上（『伝教大師全集』第一卷 五二九～五三〇頁 一九七五年四月 世界聖典刊行会）。
- 33 『灌頂曆名』（『定本弘法大師全集』第八卷 二二六頁）。
- 34 『日本紀略』前篇十四 弘仁十三年六月四日の条（「大系本」第十卷 三二二頁）。
- 35 義真撰『天台法華宗義集』一卷（『大正新修大蔵経』第七十四卷 二六三～二八〇頁）。
- 36 『灌頂曆名』（『定本弘法大師全集』第八卷 二二九頁）。
- 37 註33に同じ。
- 38 『慈覚大師伝』（佐伯有清『最澄と空海』二一五～二二六頁 一九九八年一月 吉川弘文館）。
- 39 「相承血脉書」（佐伯有清『最澄と空海』二一四～二一五頁）。
- 40 『伝教大師消息』所収「円澄和上受法啓状」（『統群書類従』第二十八輯上 三九一頁）。ただし、「群書本」では、「受学胎蔵大法」を「受学両部大法」とする。註1の拙稿を参照いただきたい。
- 41 『天台座主記』義真の項（渋谷慈鑑編『増訂天台座主記』八頁 一九七三年四月 第一書房）。

- 42 『天台座主記』 円澄の項（渋谷慈鑑編『増訂天台座主記』八頁）。
- 43 『真言所學経律論目錄』一卷（『定本弘法大師全集』第一卷 四一～六一頁）。
- 44 『類聚三代格』卷第二所収 弘仁十四年十月十日付太政官符（『大系本』第二十五卷 五五～五六頁）。
- 45 光定『伝述一心戒文』卷下（『伝教大師全集』卷一 六三九頁）。
- 46 『性靈集』第九卷所収「大僧都空海、疾に嬰つて上表して職を辞する奏状」（『定本弘法大師全集』第八卷 一六五頁）。
- 47 仲尾俊博「寂光大師円澄と慈覚大師円仁（一）」（『密教文化』第一一九号 一三頁 一九七七年一月 密教研究会）。